

諮問番号：行政不服審査諮問第16号

答申番号：川情審査行服答申第16号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

川口市長（以下「処分庁」という。）が令和4年2月15日付けで審査請求人〇〇〇〇（以下「請求人」という。）に対して行った法人市民税決定処分について、請求人が同年3月3日付けで提起した審査請求（令和3年（審）第1号。以下「本件審査請求」という。）は、棄却するのが妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、請求人が平成30年4月1日から平成31年3月31日まで、同年4月1日から令和2年3月31日まで及び同年4月1日から令和3年3月31日までの各年度に係る法人市民税の申告書の提出を行わなかったことを理由として、処分庁から令和4年2月15日付けで各年度に係る法人市民税の額の決定処分（以下これらの処分を総称して「本件決定処分」という。）を受けたことから、その取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張

請求人は、令和3年9月10日付けの法人市民税の取扱いに関する通知により、平成30年4月1日以降の各年度に係る法人市民税の申告と納付を求められたことから、法人市民税の取扱いについて処分庁の説明を求めた。本件決定処分は、請求人が当該説明に納得ができず、当該申告を行わなかったことからなされたものである。

法人市民税の減免を受けようとする場合は、納期限内に申請を行う必要がある

るとされているところ、請求人が平成30年に本市に移転をした時点で処分庁が当該通知を行っていたら、請求人としても減免の申請を行うことが可能であった。それにもかかわらず、処分庁は、令和3年9月に至るまで請求人に当該通知を行うことはなかった。

請求人としては以上のような経緯のもとになされた本件決定処分に不服があることから、その取消しを求めるものである。

#### 第4 処分庁の主張

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）（以下「法」という。）第294条第1項及び川口市税条例（昭和29年条例第11号。以下「条例」という。）第23条第1項の規定により、市内に事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を有する法人は、市民税の納税義務者となり、また、法第321条の8第19項及び条例第48条第1項の規定により、公共法人等は毎年4月30日までに法人市民税の均等割額を記載した申告書を市長に提出するとともに、当該均等割額を納付しなければならないこととされている。

本件決定処分は、以上の法及び条例の規定にもかかわらず、請求人が平成30年5月に主たる事務所を本市に移転して以降、法人市民税の均等割額について市長に申告書を提出することがなかったことから、法第321条の11第2項の規定により、処分庁がその調査に基づき行ったものである。

また、請求人は、請求人が平成30年に主たる事務所を本市に移転した時点以降の早い時点で、法人市民税の取扱いに関する通知を行うことができたにもかかわらず、処分庁が当該通知を行わなかったことに不服がある旨を主張する。

しかし、請求人からの申出がなければ主たる事務所が市内に移転した事実を処分庁が即時に把握することは困難であり、よって、請求人が主張するような時期に処分庁から当該通知を行うことも困難であった。さらに、当該通知は、法令の

規定に基づくものではなく、処分庁に当該通知を行う法的な義務はない。

以上のとおり、本件決定処分は、法及び条例の定めに従ったものであり、違法又は不当な点はない。

よって、請求人の主張には理由がないことから、本件審査請求は棄却されるべきである。

## 第5 審理員意見書の理由

### 1 認定される事実について

第2事案の概要によるもののほか、認定される事実は次のとおりである。

- (1) 請求人は、「「スポーツ愛好者、子供たち、一般市民」に対して、「スポーツ競技選手の指導・養成」、「スポーツ、フィットネス他、健康維持・増進活動の支援」、「スポーツイベント、スポーツ大会の企画・運営」、「スポーツ及び健康維持・増進に関する情報提供」に関する事業を行い、「スポーツ振興と人々の健康で心豊かな暮らしや地域の活性化」に寄与することを目的とする」特定非営利活動法人である。
- (2) 請求人は、収益事業（法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第5条に規定する収益事業をいう。以下同じ。）を行っていない。
- (3) 請求人は、平成30年5月30日に東京都世田谷区から本市に主たる事務所を移転し、以来その主たる事務所は本市に所在している。
- (4) 請求人は、平成30年4月1日から平成31年3月31日まで、同年4月1日から令和2年3月31日まで及び同年4月1日から令和3年3月31日までの各年度に係る法人市民税の均等割額の申告書を処分庁に提出せず、また、当該均等割額を処分庁に納付していない。
- (5) 処分庁は、令和3年9月10日付けの文書（「特定非営利活動法人に対する法人市民税の取扱いについて」）により、請求人に対し、市内に事業所を開設した（既に開設している）特定非営利活動法人は法人設立届の提出が必要

- であること並びに収益事業を行っていない特定非営利活動法人についても年額50,000円の法人市民税の均等割額を申告し、納付する必要があること及び市民税減免申請書を提出することにより当該年度分の法人市民税の減免を受けることができることを通知した。
- (6) 請求人は、令和3年9月16日付けで処分庁に法人届出書を提出した。
- (7) 処分庁は、令和3年11月25日付けの文書（「法人市民税の申告について（お願い）」）により、請求人に対して、平成30年4月1日から平成31年3月31日まで、同年4月1日から令和2年3月31日まで及び同年4月1日から令和3年3月31日までの各年度に係る法人市民税の申告書が提出されていないこと及び期限である同年12月24日までに法人市民税の申告が行われない場合は法第321条の11第2項の規定により法人市民税の額の決定処分を行うことを通知した。
- (8) (7) の通知の別紙（「川口市における法人市民税の税率」）には、公共法人及び公益法人等のうち、均等割を課することができないもの以外のものに係る法人市民税の均等割額は50,000円であることが記載されていた。
- (9) 処分庁は、本件決定処分に当たって、内閣府の特定非営利活動法人に関するデータベース等の情報により、請求人が令和2年9月1日から令和3年8月31日までの間、新型コロナウイルス感染症の影響により具体的な活動を行っていないことを確認した（内閣府ホームページ「内閣府NPOホームページ」）。
- (10) (7) の期限を徒過しても当該申告書の提出がなかったことから、処分庁は令和4年2月15日付けで本件決定処分を行った。本件決定処分に係る通知書には、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの年度に係る均等割額は41,600円（均等割月数10月）と、同年4月1日から令和2年3月31日までの年度に係る均等割額は50,000円（均等割月数12月）と、同年4月1日から令和3年3月31日までの年度に係る均等割額

は20,800円（均等割月数5月）と記載されるとともに、それぞれの処分の理由として「確定申告書の未提出による決定」と記載されていた。

## 2 本件決定処分の違法性及び不当性についての検討

### (1) 本件決定処分の要件の充足について

法第321条の8第19項及び条例第48条第1項の規定によれば、公共法人等は、毎年4月30日までに、前年4月1日から3月31日までの事実（市内に事務所等を有する事実）に基づいて算定した均等割額を記載した申告書を市長に提出しなければならないこととされている。そして、法第321条の11第2項の規定によれば、市長は、公共法人等が当該申告書を期日までに提出しないときは、調査によって、申告すべき均等割額を決定するものとされている。

本件決定処分は、認定された事実(4)のとおり、特定非営利活動法人たる請求人が平成30年4月1日から平成31年3月31日まで、同年4月1日から令和2年3月31日まで及び同年4月1日から令和3年3月31日までの各年度に係る法人市民税の申告書を提出していないことから、以上の法定の要件を充足した上でなされたものである。

### (2) 本件決定処分における均等割額について

法第321条の8第19項の規定によれば、法人市民税の均等割額については、前年4月1日から3月31日までの期間中において当該公共法人等が市内に事務所等を有する期間に応じて算定するものとされている。

なお、当該算定の根拠となる「事務所等」については、「地方税法の施行に関する取扱い（市町村税関係）（平成22年4月1日 総税市第16号）」第1章第1節の「6 事務所又は事業所」によれば、「事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所をいうもの」であり、人的設備、物的設備及び事業の継続性の3つの要素を有するものとされている。そのため、当該事務所等が休業し、事業を行っていない

期間については、事業の継続性の要素を欠き、法人市民税の均等割額の算定の対象とならない。

本件決定処分のうち、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの年度に係る処分については、認定された事実(3)のとおり、請求人が平成30年5月30日に本市に主たる事務所を移転したことから、均等割月数を10月（法第312条第4項の規定により1月に満たない期間は切り捨てて計算するもの）と、均等割額を41,600円（同項の規定により均等割額（50,000円）に当該年度中において市内に主たる事務所を有していた月数（10月）を乗じて得た額を12で除して算定するとともに、法第20条の4の2第3項の規定により100円未満の端数を切り捨てて計算するもの）と決定したものである。

次に、本件決定処分のうち、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの年度に係る処分については、認定された事実(3)のとおり、請求人が当該期間中、本市に主たる事務所を有していたことから、均等割月数を12月と、均等割額を50,000円と決定したものである。

次に、本件決定処分のうち、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの年度に係る処分については、認定された事実(3)及び(9)のとおり、請求人は、当該期間中、本市に主たる事務所を有していたものの、令和2年9月から令和3年3月までの間、具体的な活動を行っていなかったことから、均等割月数を5月と、均等割額を20,800円（法第312条第4項の規定により均等割額（50,000円）に当該年度中において市内に主たる事務所を有していた月数（5月）を乗じて得た額を12で除して算定するとともに、法第20条の4の2第3項の規定により100円未満の端数を切り捨てて計算するもの）と決定したものである。

### (3) 本件決定処分における裁量権の行使について

行政不服審査法第1条の規定によれば、行政不服審査においては、行政庁

の違法にとどまらず、不当、すなわち、裁量権行使の妥当性についても審査の対象となるところ、本件決定処分は、租税法律主義のもと処分の要件及び効果が明確に定められており、処分庁の裁量が羈束され、裁量権の行使の余地のないものである。

(4) よって、法及び条例の定めるところに従って行われた本件決定処分に、違法又は不当な点はない。

### 3 法人市民税の取扱いに関する通知について

法第294条第1項及び条例第23条第1項の規定によれば、市内に事務所等を有する法人は、均等割額及び法人税割額の合算額により市民税が課されるものとされており、また、法第321条の8第19項及び条例第48条第1項の規定によれば、公共法人等は、毎年4月30日までに、前年4月1日から3月31日までの事実に基づいて算定した均等割額を記載した申告書を市長に提出しなければならないこととされている。

このような申告納付制度は、納税義務の確定については原則として納税者が責任を負い、納税者がこの責任を果たさない場合にはじめて課税庁が納税義務の確定について補充的な役割を果たすものであり、法及び条例の規定からは、法人市民税の申告義務が請求人に課されていることは明らかである。

また、法第323条の規定によれば、市町村の条例の定めるところにより、市町村長は市町村民税を減免することが認められており、同条の規定に基づき、条例第51条において市民税の減免について規定されている。同条第2項においては、市民税の減免を受けようとする場合は、当該者が、納期限までに申請書を市長に提出しなければならないことが定められている。

一方、申告納付制度の趣旨に鑑みれば、処分庁は、納税義務の確定についてあくまで補充的な役割を果たすものに過ぎず、ほかに処分庁が納税者にあらかじめ法人市民税の申告又は減免の申請を促すことについて法的な義務を負うことを定める規定はない。

また、請求人は、平成30年に本市に主たる事務所を移転した際に処分庁が法人市民税の取扱いに係る通知を請求人にせず、ゆえに請求人が法人市民税の減免を受けられなかったことから本件決定処分は不当であり、不服があるということを主張するが、以上のとおり、法人市民税の申告を行うことは請求人自身の義務であり、また、法人市民税の減免申請は請求人が自らの責任で行うものであることは明らかである。

さらに、処分庁は、法人市民税の申告を促す法的な義務を負うものではないものの、川口市のホームページにおいて、行政情報の提供の一環として法人市民税の取扱いについて掲載し、法人市民税の取扱いに関する情報の発信に努めている（川口市ホームページ「法人市民税の概要」）。

よって、処分庁が当該通知を行わなかったことに違法又は不当な点はない。

#### 4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

### 第6 審査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり審査審議を行った。

令和4年6月6日	諮問
令和4年6月28日	審査
令和4年7月28日	審査庁及び処分庁から意見聴取・審査
令和4年9月12日	審査庁及び処分庁から意見聴取・審査
令和4年10月18日	審査
令和4年12月6日	審査
令和5年2月8日	審査
令和5年4月5日	審査
令和5年6月29日	審査

## 第7 審査会の判断

- 1 租税の減免についての租税法の基本的な理解は、それは、あくまでも個人的な権利という点に求められている。それゆえ、例えば、更正の請求等も個人の申請によることとされている。

以上のような理解から、公益等に因る課税免除を規定する地方税法第6条を受け、条例第51条第2項は「減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない」と規定する。東京都等もほぼ同様の制度をとっている。

- 2 確かに、大阪市のように、最初から免除するとの制度をとる地方公共団体もある（令和元年大阪州市税条例の改正では、第19条の2で納税義務のない課税免除制度を導入し、申請による減免制度を廃止した）が、条例で法律の上積みをもどの程度行うのかは、各地方公共団体の立法裁量事項であり、申請に基づかない課税免除規定の創設という上積みを上積みを行わないことそれ自体が違法となるものではない。

本件では、申請それ自体が行われなかったものであり、処分庁に違法な点は認められない。

他法人への課税事案で課税もれが発覚し、課税がなされた等の事情は、上記の結論を左右するものではない。

- 3 よって、本件決定処分については違法ないし不当な点は認められないことから、本件審査請求については、審理員意見書のとおり棄却するのが妥当である。

令和5年8月21日

川口市情報公開・個人情報保護等審査会

委員（会長） 馬 橋 隆 紀

委員 飯 塚 肇

委員 田 村 泰 俊